

1. 「食料安全保障 10 年の計」を今こそ国民に示してください」について

< 回答 >

【食料自給力向上を図るための対策について】

近年、途上国の経済発展、バイオ燃料作物の需要拡大、地球規模での気候変動等の要因を背景に、世界的な穀物需給逼迫基調の中、国家が国民に対して食料の安定供給を確保する役割は一層高まっている。

我が党としては、昨年5月に食料戦略本部を立ち上げ、国内における食料供給体制の整備、海外からの食料調達の安定確保等について万全の措置を講ずるとともに、世界の食料安全保障の確立に貢献するため、我が国の食料戦略の構築を図っているところです。

一方、国内においては、農業生産を担う農業者が高齢化しつつ減少し、農地の減少や耕作放棄地が増えるなど深刻な状況が発生しています。さらに、食品の安全・安心を求める消費者のニーズが高まっています。地産地消は、生産者と消費者を結びつけ、食料自給率の向上を図る上で重要な取組であるほか、高齢者や小規模農家の所得機会を創出するなど地域の活性化につながる重要な取組です。

このため、議員立法で、地産地消の取組に必要な直売所の整備への支援や学校給食における地場産物の利用拡大に向けた支援等を行うとともに、地産地消を推進するための法律の制定に向けて検討しているところです。

このことから、我が党としては、食料自給率の向上を農政の最大のテーマとし、

我が国の気候風土に根ざした持続的な生産装置である水田のフル活用を始めとする農地や 農業用水等の必要な農業資源の確保

農業の担い手の確保及び育成

農業技術水準の向上

等に取り組むことにより、国内農業の食料供給力の強化を図っていく考えであります。

【多面的機能について】

農業・農村の多面的機能は、農村で農業生産活動が持続的に行われることにより発揮されるものであります。このため、担い手育成のための経営安定対策を始め、農業生産基盤の整備等各般の施策を講じるとともに、中山間地域等直接支払制度による支援や農地・水などの資源や環境を保全する地域ぐるみの共同活動への支援についてさらに取り組んでいきます。

2. 「10年後の農山漁村を含む「あるべき日本社会の姿」を希望あるビジョンとして示してください」について

< 回答 >

【5年後、10年後の農山漁村のビジョンについて】

平成 17 年度に策定された政府の食料・農業・農村基本計画においては、農村の振興に関する施策として、今後 10 年程度を見通した上で、

地域資源の保全管理、

農村経済の活性化、

都市と農村の共生・対流、

快適で安全な農村の暮らしの実現

を推進することとし、現在そのための各般の施策を推進しております。なかでも都市と比べて遅れている農村の生活環境整備を推進するほか、「農地・水・環境保全向上対策」、「中山間地域等直接支払制度」、「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の施策を講じているところです。これらの施策と相まって農業生産対策、経営安定対策等をからませながら、明るく住み良い農山漁村を築いてまいります。

【産地づくり交付金について】

産地づくり交付金(平成21年度からは産地確立交付金)については、地域がその実情に応じて、地域の将来展望を定める「地域水田農業ビジョン」に基づき、中長期的な視野に立って水田フル活用の取組を進める仕組としていきます。

その推進にあたっては、国民の税金を活用することとなりますので、一定期間ごとにその効果の検証を行い

ながら、食料自給力・自給率の向上を目指して着実に推進してまいります。

3. 「従来の農政を抜本的に見直し、増産政策を基本に据えることが必要です」について

< 回答 >

主食用米の需要が減少し、全水田面積の約6割で需要が賄える状況の中で、自給率・自給力向上の観点から、残りの約4割の水田で、大豆・麦・飼料作物や、米粉用・飼料用米等を生産し、水田をフル活用していくことが極めて重要となっています。

政府においては、平成21年度予算において、水田を最大限活用し食料自給力・自給率の向上を図るため、水田等有効活用促進交付金を新たに措置し、大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の需要に応じた生産拡大に対する支援を実施してまいります。

また、平成21年度補正予算において、これらの作物の継続的・安定的な供給体制を確立するため、需要即応型生産流通体制緊急整備事業を措置し、実需者とのマッチングや流通合理化等の取組を支援してまいります。

4. 「水田フル稼働を増産政策の基本とすることが有効であり必要です」について

「増産政策の基本は、水田のフル稼働です」について

< 回答 >

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっていますが、国際的な穀物需給のひっ迫等、食料確保の不安定要因が増大しています。

これゆえ、水田をフルに有効活用し、国内の食料自給力・自給率の向上に寄与する作物の生産拡大を進めていくことが重要となっています。このため、政府においては、平成21年度予算において、水田を最大限活用し食料自給力・自給率の向上を図るため、水田等有効活用促進交付金を措置し、大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の需要に応じた生産拡大に対する支援を実施してまいります。

また、平成21年度補正予算において、これらの作物の継続的・安定的な供給体制を確立するため、需要即応型生産流通体制緊急整備事業を措置し、実需者とのマッチングや流通合理化等の取組を支援してまいります。

「主食用米の再生産が可能となる政策の導入が不可欠です」について

< 回答 >

【直接支払制度の導入について】

現在、政府においては、

我が国の土地利用型農業の体質強化を図ることを目的として、担い手に対する直接支払(水田・畑作経営所得安定対策)

米政策改革関連対策として実施している産地づくり対策

地域政策として実施している中山間地域等直接支払や農地・水・環境保全向上対策など、政策目的に応じ、農家を直接支援するための、様々な施策を講じているところです。

一方、民主党の農業者戸別所得補償制度については、

対象となる農産物の範囲や必要となる1兆円の積算が依然として不明なこと

全ての販売農家を対象としており、将来の地域農業を背負っていくべき担い手が重視されておらず、育成されないと考えられること

行政による介入を強め、生産数量の目標設定のような計画経済的なことを行おうとしていることから、国内農業の体質強化につながらず、また、法目的に掲げる食料自給率の向上や地域社会の維持・活性化等の効果があるか、極めてあいまいなものであると考えています。

「米の消費量の維持・拡大と、新規需要米の生産振興を推進してください」について

< 回答 >

米の消費拡大策については、朝食欠食の改善を図るキャンペーンの展開や米飯学校給食の一層の普及・定着等に取り組んでいるところです。

新規需要米については、国内では主食用米の需要が年々減少してきた結果、水田の約6割で需要を賄える状況となっていることから、これまで取り組んできた麦、大豆、飼料作物に加え、主食用米と基本的に同じ作り方で生産できる、米粉用米や飼料用米等の新規需要米の生産を振興する必要があると考えております。

このため、政府が新規需要米の利用促進に今後とも継続的に取り組んでいくことを明らかにし、関係者が安心して取り組むことができるようにするため、恒久的な支援法として米穀の新用途への利用の促進に関する法律が今国会において全会一致で成立し、7月1日に施行されたところです。

また、21年度当初予算で水田等有効活用促進交付金を措置し、新規需要米の低コスト生産を推進するとともに

新規需要米の流通・加工体制の整備に必要な機械・施設等の整備

(独)農業・食品産業技術総合研究機構等による多収性稲品種の開発

関係団体が連携した多収性稲種子の供給、県段階の多収性稲種子の安定生産に向けた体制整備等に取り組んでいます。

平成21年度補正予算においても、これらの作物の継続的・安定的な供給体制を確立するため、需要即応型生産流通体制緊急整備事業を措置し、実需者とのマッチングや流通合理化等の取組を支援してまいります。

5. 「自給力向上のための重点作物を戦略的に定め、その生産振興政策を明示してください」について

「 主要穀物の大豆・麦」について

< 回答 >

【大豆・麦】

食料自給率の向上に向けては、自給率の低い麦及び大豆の生産振興を図ることが重要な課題であると認識しています。

しかしながら、

小麦については、品質のバラツキがどうしてもあることから、販売予定数量が購入希望数量を上回るいわゆる需給のミスマッチが依然としてみられること、

大豆については、13、14年には生産量の拡大による価格の下落、その後の不作と価格高騰による国産離れ、

など実需者が求める品質の向上や安定供給に必ずしも対応できず、また、生産性の向上が遅れているなどの課題を抱えています。しかしながら、一方では安全・安心な国内農産物への需要が高まっていることも事実です。

このため、実需者及び消費者のニーズに応じた計画的な生産や、品質・生産性の向上を図るための新技術や新品種の導入・普及などの対策により、需要に応じた生産振興に努めているところです。

さらに、平成21年度概算要求では、水田を最大限活用し食料自給率の向上を図るため、水田等有効活用促進交付金において、麦、大豆、飼料作物、米粉・飼料用米等、食料自給率・自給力向上戦略作物の需要に応じた生産拡大に対する新たな支援を導入することといたします。

「 食用油糧原料としての菜種」について

< 回答 >

【なたね】

国産なたね油は、非遺伝子組換の原料なたねから化学薬品を使用しない圧搾法によって製造されており、価格は高くとも自然な食品を求める方々から根強い支持があることから、地域特産物の振興という観点から支援を行っております。

国では、平成 21 年度当初予算において、国産原材料供給力強化事業を要求しており、なたねも本事業の対象作物として位置づけ、産地と加工流通業者が一体となって消費者から求められている品質水準や生産量を達成するための取組を支援していくこととしております。

「 飼料原料としての飼料用米・ホールクロップサイレージ」について

< 回答 >

【飼料用米・ホールクロップサイレージ】

我が国の食料自給力・自給率を向上させるためには、水田をフルに活用し、自給率の低い大豆、麦、飼料作物や、水田を水田状態のまま活用できる米粉・飼料用米の生産拡大を図ることが重要です。

このため、平成 21 年度予算で措置した水田等有効活用促進交付金により、新たに水田等を有効に活用した稲ホールクロップサイレージをはじめとする飼料作物や飼料用米の需要に応じた生産拡大に対して支援を行うとともに、平成 21 年度補正予算で措置した需要即応型生産流通体制緊急整備事業により、これらの作物の継続的・安定的な供給体制の確立に向けた実需者とのマッチングや流通合理化等の取組を支援してまいります。

この他、生産に必要な機械・施設等の取得等についても支援しているところであり、これらの支援によりホールクロップサイレージや飼料用米の生産振興に取り組んでまいります。

6. 「減産政策から増産政策への抜本的な転換を求めます」について

< 回答 >

【減反政策の見直しについて】

米の消費量が昭和 37 年（一人年間 120kg）の半分に減少しているため（60kg）、今の国民の消費量であれば、水田の 6 割で生産できます。水田全体で主食用米を作れば、価格は下がり、農業で生活している大きい農家も経営が成り立たなくなります。

一方で、世界の食料需給が中長期的にひっ迫するおそれがある中で、日本の自給率は 40% となっています。このため、水田の 4 割で自給率の低い大豆・麦等を作っていたら、主食用米の需給バランスをとるとともに、自給力の向上につなげるため、補助金を出してきました。これが生産調整です。

ですが、米以外のものは作りにくい、米を作った方が儲かるといった理由で生産調整を実施しない方々もいます。一方で、生産調整を実施している多くの方々からすると、自分はまじめにやっているのに、生産調整をやらない人の方が儲けており、不公平だという気持ちになります。この結果、農村には一種の閉塞感が生じているのが現状です。

生産調整をめぐる不公平感や閉塞感を打破し、将来展望ある水田農業を確立していかなければならないと考えておりますが、そのためには、これまでまじめに生産調整に取り組んでこられた方々に報いていくことが当然であるし、自給力の向上や農家の経営安定につながるものでなければならぬと考えており、このような方向で、今後の米政策を検討してまいりたいと考えています。

今後、各産地での取組状況等をみながら、生産調整実施者の不公平感が解消されること、担い手経営の安定・発展や農業経営者の創意工夫につながることを、大幅な過剰在庫の発生を回避することを基本に、米関連政策・水田農業関連の各種政策について、それぞれの具体的なあり方を検討し、整合性のある政策体系を構築してまいりたいと考えています。

7. 「食料自給力の向上に向けた食品表示制度の抜本的な見直しを行なってください」について

< 回答 >

消費者の立場に立って、わかりやすい食品表示を実現していくことは、極めて重要な課題であると認識しております。

食品の表示制度については、食品衛生法（厚生労働省所管）や JAS 法（農林水産省所管）などそれぞれの法律の目的に従って定められていることから、消費者にとってわかりやすい表示を実現するためには、各表示制度の統合的な運用が図られる必要があります。

このため、平成 14 年 12 月から、厚生労働省と農林水産省では「食品の表示に関する共同会議」を開催し食品

表示ルール全般について調査審議を行い、この検討結果をふまえて、平成18年10月に品目横断的に原産地に由来する原料の品質の差異が加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている20食品群に義務表示対象を大幅に拡大しました。

また、JAS法については、本年5月に施行されたJAS法一部改正法により産地偽装に対しては直罰規定という、厳しい措置が新たに創設され、これにより、産地偽装に対する抑止力が高まるものと期待しています。

8. 「地域再生 = 担い手づくりに相応しい、協同組合等への育成・支援策を強めてください」について

<回答>

過疎化・高齢化、耕作放棄地の増加、地域経済の活力低下などの課題を抱える農山漁村地域の再生には、地域住民の主体的活動が重要であるとともに、都市部など他の主体と一体となった連携・協働が重要であると認識しています。

このため、農地・水などの地域の農業資源や環境を保全する地域ぐるみの共同活動への支援(農地・水・環境保全向上対策)を行っているほか、地域住民に加え、都市住民、NPO等の多様な主体の協働により、農山漁村の伝統文化、景観等の有形無形の資源を保全・活用するモデル的な取組を支援しているところです。党ではこうした支援をさらに強化します。